

令和5年度
第434回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和5年8月7日
15:30 ~ 16:10
千葉労働局 1階会議室

令和5度
第434 千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和5年8月7日(月) 15:30~16:10

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、今関委員、神田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金専門部会からの報告について

(2) 千葉県最低賃金の改正決定について(審議・答申)

(3) その他

5 資料

「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」(写)

6 議事内容

(会長)

ただ今から、第434回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方はおりませんことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の千葉県最低賃金専門部会からの報告についてです。

専門部会の部会長を仰せつかっている私からご報告申し上げます。

本年7月6日に開催された第432回本審議会において、労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされたことを受け、同日、千葉県最低賃金専門部会の設置を決定し、8月1日、3日、4日、7日の計4回にわたり、千葉県最低賃金の改正について慎重に審議してまいりました。専門部会では、労使双方から真摯な御意見が出され、着地点を見出すべく労使双方に慎重な御議論をいただきましたが、残念ながら意見の一致をみることは出来ず、労使の主張の隔たりを埋めることは難しいと判断せざるを得ませんでした。

その結果、御手元の資料の千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)のとおり、専門部会としての結論を得たところです。お目通し願います。

また、私から労使双方の主張について手短かに説明させていただきます。

まず、労働者側の主張でございますけれども、2021年後半からの物価高は未だに高水準で推移していると、千葉市の消費者物価指数も104.9%に及んでいると、賃上げが未組織労働者にも広く確実に波及する必要がある。

一つ目として中賃の目安を尊重する。二つ目として千葉県の状況、実情を考慮する。三つ目として地域間格差の是正を目標とする。こうした観点から最初は労働者側については連合のリビングウェッジの42円プラス地域間格差の3円、計45円を主張されました。その後、算定方式を少し落としていただき44円とした上で、地域間格差が少しでも是正されるならこの額にもこだわらないというふうに歩み寄っていただきました。できれば全会一致を目指したいという主張でございました。

一方、使用者側については、最低賃金が目安額どおりになると、3割近い企業、特に中小・小規模事業者が影響を大きく受ける。原材料価格を転嫁出来ずにいる企業も少なくなく、そうした視点から見ると第1回目としては32円が限界であるということでもございました。その後、37円まで歩み寄っていただきましたけれども、これ以上上積みするデータ根拠もない、大幅な賃上げについては年収の壁問題もあり、必ずしも労働者の自主的な賃上げにつながらない事例もあるのではないかとということでした。

使用者側は37円、労働者側は44円、もう少しの歩み寄りの余地があるというところで協議は止まりました。

公益委員としてはこの双方の主張を踏まえて調整を行いましたけれども、残念ながら意見の一致に至ることはできず、労使の主張の隔たりを埋めることは

難しいと判断せざるを得ませんでした。

このため、公益委員としては、中央最低賃金審議会の答申、本県の経済情勢、また近隣県との差等を考慮し、千葉県最低賃金を 42 円引き上げ時間額 1,026 円とし、これを令和 5 年 10 月 1 日に発効させるという公益委員案を提示し、裁決に入りました。裁決の結果、労働者側委員 3 人と部会長を除く公益委員 2 人が賛成、使用者側委員 3 人が反対であったことから、公益委員案の賛成者が過半数となり、報告書の取りまとめに至ったものでございます。

これを踏まえ、議題(2)の千葉県最低賃金の改正決定についてに入ります。

ただ今報告したとおり、千葉県最低賃金専門部会としての結論を得たところですが、当審議会としての結論を出さなければなりません。

裁決にあたり、これまでの議論の経過等を確認する必要があるれば、その時間を設けますがいかがでしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(会長)

それでは、裁決いたします。

千葉県最低賃金を 42 円引上げ、1,026 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

賛成 9 名です。

続きまして反対の方、挙手をお願いいたします。

反対 5 名です。

それでは、賛成 9 名、反対 5 名ですので、過半数の委員の賛成をいただきました。

よって、お手元の専門部会報告(写)の内容をもって、労働局長へ答申いたします。

ありがとうございました。それでは、事務局は、千葉県最低賃金の改正決定についての答申文(案)を配付し、朗読をお願いします。

《答申文(案)の配付》

(賃金指導官)

千葉県最低賃金の改正決定について(答申)(案)

当審議会は、令和 5 年 7 月 6 日付け千労発基 0706 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、令和 3 年 10 月 1 日改正発効の千葉県最低賃金、時間額 953 円は、令和 3 年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添、千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書の別紙 3 により、賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望が取りまとめられたので、併せて報告する。

別紙 1、千葉県最低賃金、1 適用する地域、千葉県の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 1,026 円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発生の日、令和 5 年 10 月 1 日

別紙 2 の朗読は割愛します。

別紙 3、本年度の千葉県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響は大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、次の事項について、政府として取組を継続的に実施するよう、強く要望する。生産性向上の支援について、多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。さらに、中小企業・小規模事業者において、業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を図ること。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を図ること。また、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を実施すること。さらに、扶養控除等の「年収の壁」を踏まえて、労働者が労働時間を減らすことで、最低賃金額の引上げが、労働者の実質的な所得向上につながらない事例が生じている観点から、必要な税及び社会保険制度の見直しを検討すること。以上です。

(会長)

ただ今の答申(案)の内容で如何でしょうか。

《結構です。意見ありません。旨の声》

(会長)

それでは、千葉県最低賃金の改正決定について、労働局長に答申いたします。

《答申文、会長から局長へ手交》

(労働局長)

ただ今、千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただいたところです。

委員の皆様方には、7月6日の本審議会への諮問以降、専門部会で数次にわたって精力的にご議論をいただき、心から感謝申し上げます。特に、今回の改正にあたっては、コロナ禍が落ち着きつつある中、昨年から続く物価高騰や国際情勢など、例年になく大変な状況での議論であったかと思えます。委員の皆様方の、これまでの取組みに対し敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。

千葉労働局では、本答申を受けて10月1日の発効に向け、改正手続を進めてまいります。また、改正後の千葉県最低賃金額の周知に徹底して取り組んでまいるとともに、県内中小企業への支援として助成金などが最大限活用されるよう、より一層の周知を図ってまいります。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、千葉県最低賃金専門部会は、その任務を終えましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の定めるところにより、異議申出を審議することとなる次回の本審議会の開催日をもって廃止することとしてよろしいか、お諮りいたします。

《異議無し。旨の声》

(会長)

ご了承をいただきましたので、次回第435回本審議会の開催日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止いたします。

事務局は、今後の日程について説明してください。

(賃金室長)

ただ今、審議会から千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただきまし

たので、最低賃金法第 11 条第 1 項及び第 12 条に基づき、答申の要旨を公示し、異議申出を受けることとなります。公示期間は 15 日間です。本日、審議会終了後に公示しますので、8 月 22 日までが異議申出期間となります。異議申出があった場合は、その取扱いについて審議していただく必要がありますので、8 月 23 日午前 11 時から千葉労働局 1 階会議室において、異議申出があった場合の本審議会を予定しております。なお、本日答申をいただきましたので、8 月 9 日の予備日はなくなりましたことをご報告いたします。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ただ今の説明のとおり、異議申出があった場合は、その取扱いについて 8 月 23 日に開催する本審議会で審議をいたしますので、出席のほどよろしく願います。次に、事務局から特定最低賃金の審議日程について説明願います。

(賃金室長)

8 月 1 日に行われた第 433 回本審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する諮問をいたしました。そして、8 月 3 日の第 1 回特別小委員会において、改正決定の必要性について審議を行いましたが、結論には至らず、8 月 23 日午前 9 時 30 分から開催する第 2 回特別小委員会にて審議を継続することとなりました。そこで報告書を取りまとめ、同じく 8 月 23 日の第 435 回本審議会で審議を行っていただくこととなります。そのため、同日の本審議会では、審議の状況に応じて新設の決定、改正決定の諮問を行い、特定最低賃金専門部会の設置まで審議が及ぶこととなりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、本日、答申をいただいたことについて、この後、千葉県庁の県政記者クラブに報道発表資料の投げ込みを行う予定です。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ほかに何かございますか。

(労働者側委員)

最後になりますので一言御挨拶申し上げたいと思います。

物価上昇が非常に高い水準で続いているということで大変難しい環境の中で真摯にご議論をいただいた使用者側の委員の皆さん、労使の意見をご調整いただきました取りまとめいただいた公益の先生方、そして審議会の円滑な運営に

多大なるご尽力をいただいた千葉労働局の事務局の皆様に変更感謝を申し上げます。加えて、本日答申の中に付帯事項も入りましたので、非常に意義のある審議であったと受け止めております。引き続き特定最低賃金の審議が入りますけれども、ご対応のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

(使用者側委員)

まず労働者委員の方々、また、ご調整いただきました公益委員の先生方、大変ありがとうございました。印象としては、昨年もそうだったのですが、今回それ以上の物価高に配慮したと言いますか、考慮せざるを得ない中央での目安の大幅な改定であったという印象でございます。その乖離が大きいまま折り合いがなかなかつかないというのが実態だと思いますが、公益の先生方のご調整の結果に対する裁決の結果でございますので受け止めたいと考えております。また今、労働者側委員の方からもありましたが、今回初めて政府への要望という形で生産性向上や価格転嫁が進むような環境整備に対する支援、あるいは年収の壁問題の解決に向けた議論を進めるということ等の要望がなされましたので、我々使用者側としては、特に企業の状況が厳しい中で、こういったものはセットで進めてもらわないと厳しいということでございますので、ぜひ早急に政府に求めたいという意味では、今回これを提出することが出来たというのは良かったなと思っております。また、来年度以降も議論があるわけですが、物価高への対応に加えて企業の支払い能力に関する議論もぜひ中央において深めていただければというところでございます。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

審議会の会長、専門部会の部会長として全会一致に至らなかったのは、自分の力が及ばなかったことと反省をしているところであります。

ここまで延べ4日、4回にわたり、労使双方とも真摯な議論、円滑な議事運営にご協力いただいたことを大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

なお、引き続き、特定最低賃金もありますので、よろしくお願いいたします。

ほかには、ご意見などはよろしいでしょうか

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局もよろしいでしょうか。

(事務局)

ありません。

(会長)

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。